

事例研究

脇見運転と「危険運転致死傷罪」

西 台 満

Looking Aside While Driving for the Reckless
Driving in Criminal Code

Michiru NISHIDAI

It seems to be the majority opinion in the Criminal Law Circles that any form of looking aside while driving cannot be punished for the reckless driving. The reason is that it is not prescribed in article 208-2.

But I think that looking aside comes under the driving without ability to control a motorcar prohibited in the article. The majority opinion has made a mistake not to distinguish the criminal act from the actual examples included in the provision. The Principle of Legality covers the criminal act, not the concrete instances.

第一章 事実の概要

平成18年9月25日、埼玉県川口市で脇見運転の乗用車が、幅約6mの道路左側を二列で歩行中の保育園児の列に突っ込み、女児4人を死亡させ、17人に重軽傷を負わせるという痛ましい事故があった。警察の調べによると、井沢英行被告人（以後、被告と略す）は、制限速度60kmの当該道路を約50～55kmで走行していたが、助手席に置いてあった携帯型カセットプレーヤーを鳴らそうと思い、その操作のために前方注視を中断した。園児の列には約16m手前で気づき、あわててブレーキを踏んだが間に合わなかった。被告は、同年5月にも、脇見運転で追突事故を起こしていた。

さいたま地方検察庁は、被告を業務上過失致死傷罪（刑法211条）で起訴したのだが、同罪の最高刑はわずか5年であり、「事故の重大さとの均衡が取れていない」との批判が、遺族を中心に巻き起こっている。

第二章 学説

死者4名・重軽傷17名という交通事故としては最大級の加害行為をしておきながら、5年以下（しかも、実際には最高刑が選択されることは稀で、必ず何らかの情

状が酌量され、重くてその2～3割引）という上限は、あまりにも常識を逸脱しているのではないかと思うのは当然であろう。

業務上過失致死傷罪より重い刑を定めているのは、平成13年12月に刑法に追加された208条の2「危険運転致死傷罪」である。その内容を要約すると；

- ①アルコール又は薬物の影響で正常な運転が困難な状態で、自動車を走行させる。
- ②進行の制御が困難なほどの高速度で、自動車を走行させる。
- ③進行を制御できる技能を有していないのに、自動車を走行させる。
- ④人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に進入したり、通行中の人又は車に著しく接近したりして、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する。
- ⑤赤信号を無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する。

よって、人を死亡させると1年以上20年以下、負傷させた場合は1年以上15年以下の懲役に処せられる。

罪刑法定主義により、どのような行為をすれば犯罪とされるか即ち刑に処せられるか、は法律に成文化されていなければならないわけだが、しかしそれにも限界がある。

Key words : Reckless Driving, Taking Eyes Off the Road Ahead, Principle of Legality

本罪で言えば、①「正常な運転が困難な状態」とは具体的にどういう状態なのか？薬物とは何か？極めて曖昧である。アルコールの作用については個人差が大きく、数値では示し得ないものと思われる。②「制御困難な高速度」とは、時速何キロのことか？状況により、例えば制限速度30キロの住宅地と100キロの高速道路とでは、自ずから違ってくるであろうから、法律に何キロとは明記できないのであろう。④⑤の「重大な危険を生じさせる速度」も、全く同じである。④の「直前に」「著しく」も程度概念であって、妨害対象となった人又は車の進行速度など、その時の状況による。

従って、いくら前もって文章で示すと言っても、枝葉末節^{しやうまつぶつ}、細かいところまで記述できるわけではない。禁止せんとする行為の本質的な部分を明示すれば足りる、というのが罪刑法定主義の内容でなければならない。

例えば、人の殺し方は絞殺・刺殺・毒殺・撲殺^{れき}・轢殺^{れき}などなど実にさまざまなので、これをいちいち具体的に記述すれば、そこから漏れる形態が出てくる。そうすると、「法文に記載されてないのは、禁止された行為でないということだ」と、罪刑法定主義^{さかて}に取った解釈が必ず出てくる。そういう殺し方だけは例外的に許そうという趣旨ではなくて、ただ非常に珍しい形態なので記載漏れしただけなのに、罪刑法定主義という大原則を盾にとって声高^{こゝろだか}に主張されると、たじたじとなってしまうのが人の常なのである。そういう事情なので、刑法は殺人罪を「人を殺した者は…」と簡潔に、本質的な部分を抽象的に規定しているのである（199条）。

本罪に戻って言えば、①で禁止されているのは、「正常な運転が困難な状態」の運転である。「アルコール又は薬物の影響により」は、そういう状態に陥る典型的な・代表的な例を示しただけで、それ以外の影響で困難になった場合を不可罰にする趣旨ではないこと、殺人の場合と同様である。

法律の専門家は、どちらが原則でどちらが例外か、どの部分が本質でどの部分が枝葉か、換言すると法的価値判断、即ち法における軽重^{けいちゆう}を区別することができる。従って先程、枝葉末節^{しやうまつぶつ}に大原則の衣を着せて迫られるとたじたじとなると述べたが、実際にたじたじとなるのは法律の素人^{しろうと}である。専門家は、仰々^{きやうきやう}しい衣の下、衣の中味を見抜くので、騙されたりはしない。

従って、「脇見運転は208条の2に記載が無いので、危険運転致死傷罪には問えない」との見解から業務上過失

致死傷罪で起訴したさいたま地検は、経験が浅くて素人に近い若手検事が本件を担当したのではないかと、との疑いが拭い切れない。専門家としてはお粗末過ぎる見解、だからである。

第三章 正しい解釈

もう一度繰り返すと、罪刑法定主義によって要求されるのは、犯罪として禁止される行為の本質的要素の記述である。事例ごとの特殊要素は捨象しなければならないため、抽象的表現になることは避けられない。

①で重要なのは「正常な運転が困難な状態」であって、そういう抽象的状态を惹起する具体例としてアルコールと薬物が条文に掲げられている。しかし、正常な運転を困難にするのはこれだけに限られないこと、言うまでもない。例えば、本件のような「脇見」がある。スピードを落ともししないでハンドル横のオーディオ機器に入れるCD又はMDを選択したり差し替えたりすれば、前方への注意が疎かになり、極めて危険である。本件では、助手席に置いてある携帯型カセットプレーヤーを操作したというのであるから、ハンドル横よりももっと目が離れることになる。

他に、助手席の異性といちやつきながらの運転、逆に、助手席の者の髪の毛を引っ張ったりたたいたり暴行しながらの運転、相互に暴行を応酬し合いながらの運転、なども考えられる。

分別ある大人には想像もできない例であるが、もし若者がふざけて、「度胸試し」ということで目隠しして運転したとしたらどうか？全然見えないのであるから、正常に運転できない状態の極致である。この悪^{わる}ふざけ運転で人をひき殺した場合も、さいたま地検ならば「条文に書かれていない」との理由で、業務上過失致死罪にするのであろうか？条文内の抽象的な行為部分と具体的な原因部分に軽重の差を認めず同列に扱うことの不合理的は、この例で明らかであろう。

以上、結論を言えば、本件は危険運転致死傷罪で起訴すべき事案である。理由は、「正常な運転が困難な状態で」自動車を走行させたことによる。ここで、いくつかの問題点に触れておくと；

- (1) 条文に掲げられているアルコール・薬物と、本件の脇見との間に強いて違いを見出すとすれば、運転を始める時（乗車時）に既に正常な運転が困難と分かっていたか（前者）分かっていたいなかったか（後者）、であろう。脇見は運転中に思いつくことであって、

乗り込む時から予定する行為ではないからである。そうすると、前者は継続的困難状態、後者は一時的困難状態、とも言える。しかし、分かっていた・分からなかったは第三者が言えることであって、アルコール・薬物を体内に入れている本人は、乗車時には判断能力が低下して「分かっていた」であろうから、この区別はあまり意味がない。

- (2) 危険運転②の重要部分は、「その進行を制御することが困難な」状態で自動車を走行させること、である。しかし条文で見ると、この状態を惹起する原因として「高速度」のみが挙げられており、他の例を考える余地に乏しい類型と言える。しかしゼロというわけでもなくて、例えばハンドル又はブレーキが故障していることが分かっているのに走行させた場合。どちらが故障していても、自動車の進行を制御するのは難しい。

ところで、「正常な運転」と「進行の制御」の関係を考えるとかなり重複しており、前者が全体集合・後者が部分集合と考えられなくもない。スピードを出し過ぎると急停車できなくなるし、カーブも曲がりきれない。言い変えると、高速度は「正常な運転を困難にする」のである。故に、脇見運転の根拠を②に求めることも不可能ではない。

- (3) ③で禁じられているのは、「その進行を制御する技能を有しないで」自動車を走行させること、である。「有しない者が」と書かれていないことから、継続的無技能のみならず、一時的無技能も含まれる、と解釈することも可能である。そうすると、②が高速度に限られないのと同様、ここでも無免許運転に限られないことになろう。無免許運転は、継続的無技能の典型例である。一時的に制御する技能を失う場合としては、癲癇発作・心臓発作などがある。これらは無意識に症状が現れるが、意識的に技能のない状態にすることもできる。それが「脇見」である。

結局、脇見運転重罰の根拠は、①②③を規定している刑法208条の2第一項であり、理由は三つのうちどれであってもよい。条文中の具体例を罪刑法定主義との関係で重視する素人的法律家が少なくないという現実の状況を慮れば、③が最も無難かも知れない。なぜなら、具体例として①にはアルコールと薬物、②には高速度が挙げられているのに対し、③には何も書かれていないからである。

第四章 結論

本件とは関係がないものの、208条の2第二項にも言及しておくことにする。同項は、④所謂「幅寄せ」と⑤信号無視を禁止する規定である。

幅寄せとは、重大な交通の危険を生じさせる速度で、人又は車の通行を妨害しようとする行為、を言う。条文には、二つの具体例が述べられている。(1) 走行中の自動車の直前に進入する、と(2) 通行中の人又は車に著しく接近する。しかし、何度も言うように、犯罪行為の抽象的記述(専門用語で「構成要件」と言う)と、具体例は同列・同価値ではない。

条文から抜け落ちている例としては、(3) 通行中の人直前に進入する、がある。人の歩行速度は遅いので、その前に車が突入してきても死傷の結果は生じないだろうとの考慮が立法過程で働いたと推測できるが、その車から逃げている場合はかなりの速度で走るので、負傷しないとは限らない。素人派は、この場合も「法に書かれていない」と、危険運転罪の成立を否定することになろう。

⑤は、停止「信号を殊更に無視し、重大な交通の危険を生じさせる速度で」自動車を運転すること、である。停止信号の例として(1) 赤色信号、(2) それに相当する信号、が挙げられている。(1) は道路上でお馴染みの信号であり、(2) は線路の踏切りの信号、警察官の手信号などを指すであろう。

最後に、業務上過失致死傷罪となる「脇見」と、危険運転致死傷罪となる「脇見」について述べておきたい。運転中の前方注視は運転者の当然の義務であるとは言え、数秒たりとも前方への注目を怠り、よって死傷の結果を生じさせればすべて危険運転、とされるのでは、逆に刑が重過ぎることになろう。

業務上過失致死傷罪が過失犯であるに対し、危険運転208条の2は、第27章傷害の罪の中に規定されていることから明らかなように、交通事故でありながら故意犯とされる。故意と言っても「通行人を死傷させてやろう」との本来の故意犯でないことはもちろんで、「死傷させても仕方がない」という消極的な「未必の故意」の、言うなれば準故意犯である。

業務上過失致死傷罪(211条1項)が「業務上必要な注意を怠」った業務上過失致死傷と、「重大な過失によ

る重過失致死傷に分けられているのが参考になる。運転者には、法律知識及び運転技能の点で通常人よりも重い義務が課されているため、運転者にとって通常の過失が、通常人にとっては特に重い過失に相当することになる。

この関係を脇見運転に応用すると、通常の脇見、即ちやってはならない前方注視義務違反ではあるけれども、違反の程度の比較的軽いものが業務上過失致死傷で、これに対して、運転中にあるまじき違反行為、信じられないような法規無視であって、違反程度の重いものが危険運転致死傷である。言うなれば業務上「重」過失であって、ここまで来ると故意犯の範疇に入れても違和感はない。飲酒運転の重罰化も、世論の圧倒的支持が得られる昨今である。

そこでもう一度本件を振り返るに、車道と歩道の区別のない道路において、50～55キロの速度を落とすこと

も無く、助手席のカセットプレーヤーを操作するなど、運転者として信じられないモラルの欠如が見られる。従って、たとえ被害者が一名であったとしても、危険運転罪に問うべき事案と思われる。即ち、被害者の数の多さで注目された本件ではあったが、注意義務違反の程度の甚だしきこそが本件の特徴であると、私は考える。被告はその四ヶ月前にも脇見による追突事故を起こしたということであるから、もともと運転には適さない資質なのであろう。

法律における軽重の価値判断ができない素人派は、「法律がそもそも未熟・不備なのだから、仕方がない」と、自身の解釈の未熟・能力の不備を棚に上げて、法律を非難するのが常である。彼らの見解に従うと、その弊害は危険運転罪に限らずあらゆる分野に及ぶから、注意が肝要である。